

令和4年9月定例教育委員会 議事録	
日 時	令和4年9月21日（水） 10時00分 ～ 11時30分まで
開催場所	文化センター 2階 研修室
出席者	（教育委員） 教 育 長 山口 和良 教育長職務代理 藤多 ゆかり 委 員 長島 忠行 委 員 田中 知子 委 員 小出 朗 （事務局） 事務局長 高橋 淳巳 教育総務室長 高田 千鶴子 学校教育室長 大友 武見 生涯学習室長 永井 美和子
議 題	議案第55号 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会規則 議案第56号 吉岡町いじめ問題対策専門委員会規則
教育長	【1. 開会】 これより令和4年9月定例教育委員会を開会する。 本日は、職務代理でもある藤田ゆかり委員の任期最後の定例教育委員会となるが、どうぞよろしくお願いしたい。 ○8月定例会の議事録について → 異議なく、原案のとおり承認
教育長	【2. 議事録署名委員指名】 田中委員と小出委員を指名。
教育長	【3. 教育長報告】 1 経過報告 8/24（水）学校給食センター運営委員会 9/1（木）議会開会。新教育委員及び教育長の任命にかかる同意された。 2 今後の予定（主なもの） 10/1（土）小学校の運動会行われる。 10/3（月）新教育委員・教育長新任期にかかる辞令交付式、臨時教育委員会、総合教育会議開催 10/9（日）ふるさと祭りに中学生ボランティアが参加し、運営に協力してくれる。 10/19（水）吉岡町学校運営協議会 だいまの報告についての質疑等あるか。 → 質疑なし

教育長	本日は、議案が2つありますが、議案第55号及び第56号は、関連する議案ですので一括して説明をし、そのあと質疑をお受けしたい。 【4. 議事】 ○議案第55号 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会規則 議案第56号 吉岡町いじめ問題対策専門委員会規則について (教育総務室長が説明：概要) いじめ防止推進法の規定に基づき、吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策専門委員会の設置に関し必要な事項について定めるもの。 ・いじめ問題連絡協議会は、委員10人以内で構成員として、小中学校長の代表、警察関係者、児童相談所、前橋地方法務局、を想定。 ・いじめ問題対策専門委員会は、いじめの防止や重大事態に関することを審査審議する。構成員は、5人以内で弁護士、医師、心理士などを想定。 ・いじめ問題再調査委員会は、町長部局が事務局となるため、教育委員会事務局では規則の提案は行わない。
教育長	(補足) 平成25年施行「いじめ防止対策推進法」に基づき、今年度9月定例議会に上程し条例で組織を定めた。いじめ防止対策推進法では、地方公共団体この2つの組織を設置することは、努力義務だった。町でも設けていなかった。万が一の事態が発生した際、県教育委員会の協力を得て組織を立ち上げるといった方針であったが、町の規模が大きくなったことを鑑み、町としてきちんと組織を立ち上げて対応していく必要があることから、条例の制定に至った。 議案第55号の連絡協議会 →学校のいじめ防止対策を中心に、さまざまな立場の方々の意見をいただく。 議案第56号の専門委員会 →まず、重大事態の1つ目は児童生徒の生命、財産に関わる事態が発生した場合。このような事態が発生した場合学校や教育委員会で調査を行う。その結果を保護者に説明しながらも第三者的立場からの助言や意見を求める組織を専門委員会が担う。それでも、保護者が納得しない場合は、町長部局の再調査委員会が別のメンバーで対応していくことになる。 連絡協議会と教育委員会の第三者機関である専門員会を条例で定めたので、それに伴って規則を定めるに至った。 いじめが疑われる、いじめが原因で不登校になってしまい、学校を30日以上休んでしまうことが2つ目の重大事態に当てはまる。 これらの事態が発生したからといって、すぐに専門委員会が開かれるのではなく、教育委員会の諮問によりこれを立ち上げることになる。

小出委員	いじめによって、不登校や30日以上まではいかないが、精神疾患をわずらってしまい通院せざるを得ない場合も、重大事態に当てはまるのですか。
教育長	まずは、学校が実態調査をして保護者に説明を行い、納得していただけない場合、教育委員会事務局もメンバーに加わり調査して、調査の結果をもとに保護者や本人とやり取りを行う。それでも納得いかないような場合は、第三者的な立場の弁護士、精神科の医師が加わった組織を立ち上げることになる。
田中委員	いじめが起きた時は、誰が責任をとることになるか。
教育長	基本的には、校長。それでも納得が得られなかった場合、教育長はじめ教育委員会事務局で調査を行います。次の責任者は教育長になる。 再調査委員会が立ち上がるような事態の場合、町長のところに責任が移っていくことになる。まずは、学校対応、教育委員会事務局での対応でやっていけたらと思う。難しい、深刻な事態にならないうちにいかに学校で防いで、きちんと対応していけるか。教育委員会事務局でも対応していけるかということがとても重要になる。
教育長	質疑を打ち切る。異議はあるか。 → 異議なく、両議案可決
教育長	日程第5 その他報告。 【5. 事務局報告】 ○令和4年第3回吉岡町議会定例会の議決報告について (事務局長が説明：概要) 一般会計補正予算、学校給食事業特別会計の補正予算可決。 いじめ防止等のための組織に関する条例が文教厚生委員会に付託され、全会一致で可決。さらに、最終日の本会議でも前回一致で可決。 ○令和4年度要保護・準要保護の追加認定件数について (事務局長が説明：概要) 8月、1世帯2名を認定し、認定総数が108名となった。 家計急変による申請が、1件あったが認定にならなかった。 ○学校のコロナ対応について (事務局長が説明：概要) 9月に入って、町立学校で2クラスの学級閉鎖があった。

教育長	この2つの案件で質疑はあるか。
小出委員	要保護・準要保護の認定総数108件は、昨年度と比べて増えている傾向なのか。
事務局長	昨年度と比べて若干増えている。
	○通学路の安全点検について (教育総務室長が説明：概要) 9月13日、14日に明治小学校・駒寄小学校の通学路及び吉岡中学校エリアの危険箇所の安全点検を渋川警察署、渋川土木事務所、学校職員、PTA本部役員、役場職員、教育委員会事務局職員による合同点検を行った。 ・明治小学校エリア：9箇所うち4箇所を現地確認 ・駒寄小学校エリア：4箇所うち4箇所を現地確認 ・吉岡中学校エリア：7箇所うち6箇所を現地確認
長島委員	危険箇所と現地確認箇所数に差があるのは、どのようなことなのか。
教育総務室長	関係機関において既に改善に取り組んでいる箇所や直接改良などの要望を把握している箇所と重なっている箇所は、現地確認の必要がないため省いた。
長島委員	危険箇所の場所を把握したいので、資料があれば閲覧したい。
教育総務室長	次回の定例会までに資料の閲覧について、確認したい。
教育長	学校から通学路の危険箇所については、どのような方法で集約してこちらにあがってくるのか。
田中委員	保護者への依頼連絡が学校からきて、保護者が安全面で気になった箇所を学校へ連絡している。
教育長	吉岡中学校は、教職員が見回って危険箇所を確認してる。また、地元の方々までに広げての危険箇所の収集は行っていない。
小出委員	通学路を決めるときは、子ども会に事前に諮って意見交換して、通学路を決定している。また、子ども会のみなさんは、旗振りでどこが危ないかを日頃から見て把握しているので、以前、PTAからきた通学路で、危険箇所があった時は見直しを行った経緯もある。子ども会、PTAからの意見収集がきちっとできていれば、危険箇所は網羅

	していると思われる。 ○吉中生放課後自習室について （生涯学習室長が説明：概要） 地域学校協働センターの活動の一環として、10月から実施。 対象：吉岡中学校1年～3年生、場所：文化センター視聴覚室、開催日：毎水曜日 開催時間：16:30～19:30、学習形態：自主学習が基本、支援体制：R4年度は教育委員会事務局職員 ○ふれあい公園遊具についてのアンケート （生涯学習室長が説明：概要） 今年度、文化センター東のふれあい公園に滑り台を整備予定。文化センターに立ち寄った方が遊具を利用するケースが多い。そのため、文化センター利用者から意見徴取する。募集期間は、9月末まで。
小出委員	滑り台の費用は予算化されているのか。また、予算額はどのくらいか。
生涯学習室長	令和4年度に330万円の予算をとっている。
教育長	【7. 閉会】 以上をもって、令和4年9月定例教育委員会を閉会する。 （閉 会 11時30分）